

伊方町空き家バンク制度設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、本町への定住希望者へ情報提供を行い、地域の活性化と本町への定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期にわたる居住を前提に、現在、住民基本台帳に記録されている住所地を空き家等住所地に異動させ、かつ異動後の住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。
- (2) 空き家 町内に居住を目的として建築し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、民間業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (3) 空き地 町内に存する宅地、農地及び雑種地で、現に使用されていないもの（近く使用されなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (4) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録の申請を受けた空き家等に関する情報を、町内定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家バンクに関する協定の締結)

第4条 町長は、空き家バンクの実施にあたり、県内に主たる事業所を有する宅地建物取引業者に対して、空き家等の取引に係る交渉、代理、媒介等に関して協定の締結を求めることができる。

(空き家等の登録)

第5条 空き家バンクに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 所有者等は、登録しようとする空き家等に所有者等以外の権利が設定されている場合は、当該権利者から空き家バンクに登録する承諾を得て、空き家バンク登録承諾書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し、必要に応じて実地調査を行い、登録することが適当であると認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合には、空き家バンクへの登録は行わない。

- (1) 老朽化が著しい場合又は大規模な改修が必要な場合
 - (2) 登録の申請をする所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき又はそれらと密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）である場合
 - (3) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないとした場合
- 4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了書（様式第3号。以下「物件登録完了書」という。）により申請のあった所有者等へ通知する。
- 5 町長は、前項の規定により空き家バンクに登録した空き家等の情報を町のホームページに掲載するほか、必要に応じて適切な方法で公表するものとする。
- 6 町長は、第3項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクに適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。
- （登録事項の変更）
- 第6条 物件登録完了書の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク物件登録事項変更申請書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を確認し、空き家バンクに変更の内容を記載するものとする。
- （物件登録者の登録の抹消）
- 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された登録物件の登録を抹消するものとする。
- (1) 空き家バンク物件登録抹消申請書（様式第5号）が提出されたとき。
 - (2) 空き家等に関する所有権その他の権利に異動があることを知ったとき。
 - (3) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (4) 登録の日から3年が経過したとき。
 - (5) その他町長が登録を適当でないとしたとき。
- 2 町長は、前項の規定により空き家バンクの登録を抹消したときは、空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。
- （情報提供及び利用希望者の登録）
- 第8条 町長は、必要に応じて登録された物件情報を利用希望者に提供するものとする。
- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク情報利用希望者登録申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容等を確認し、登録することが適当であると認めるときは、空き家

バンク情報利用希望者登録台帳に登録し、空き家バンク情報利用希望者登録書（様式第8号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者の登録事項の変更）

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク情報利用希望者登録事項変更申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（利用希望者の登録の抹消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された利用希望者の登録を抹消するものとする。

(1) 空き家バンク情報利用希望者登録抹消申請書（様式第10号）が提出されたとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(4) 登録の日から3年を経過したとき。ただし、改めて登録の申請を行うことにより再登録した場合は、この限りではない。

(5) その他町長が登録を適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により空き家バンクの登録を抹消したときは、空き家バンク情報利用希望者登録抹消通知書（様式第11号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者の登録の要件）

第11条 物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、地域の自然環境、生活文化等への理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。

(2) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。

(3) その他町長が適当と認めた者

（希望物件の申請及び通知）

第12条 利用希望者は、登録物件への居住を希望するときは、空き家バンク希望物件申請書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請のあった場合で、前条に規定する要件を満たす者と認めたときは、空き家バンク物件交渉申請通知書（様式第14号）により当該登録物件の物件登録者に対し、申請があったことを通知するものとする。この場合において、当該登録物件の物件登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者又は代理若しくは媒介を行う者は、居住の申請を行った利用希望者（以下「居住希望者」という。）と交渉するか否かを決定し、当該居住希望者に対し、その

旨を通知するとともに、町長に対し、当該決定の内容を報告するものとする。

(物件登録者と居住希望者の交渉等)

第13条 町長は、物件登録者と居住希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

3 物件に関する交渉及び契約については、第4条の協定の締結による取扱い業者が仲介して行うものとする。

(助言)

第14条 町長は、物件登録者又は利用登録者に対して必要な助言をすることができる。

(免責事項)

第15条 空き家等の情報は、所有者等から提供された情報を公開するものであり、内容の真正を保証するものではない。

2 町長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により、情報提供の中断又は遅延が発生したときは、利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

3 空き家バンクの利用により物件登録者、利用希望者その他第三者が被った損害等については、一切の責任を負わないものとする。

(成約の報告)

第16条 物件登録者は、空き家バンクに登録した空き家等について、売買又は賃貸借に関する契約を締結したときは、空き家バンク成約物件報告書(様式第15号)により、速やかに町長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第17条 空き家等の物件登録者及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適性に管理すること。

(3) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

伊方町長 高門 清彦 様

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

㊟

空き家バンク物件登録申請書

伊方町空き家バンク制度設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、下記承諾事項を全て承諾した上で、同要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

登録申請物件情報			
所在地住所			
空き家等の区分	空き家(建物・土地)	空き地	付帯物件あり
(建物) 所有者・電話番号	TEL		
(土地) 所有者・電話番号	TEL		
売買・賃貸の別 (該当にレ点を記入)	<input type="checkbox"/> 売買のみ	<input type="checkbox"/> 賃貸のみ	<input type="checkbox"/> 売買・賃貸 どちらでもよい
売買・賃貸の条件 (該当にレ点を記入し、希望する条件を記入)	<input type="checkbox"/> 売却		円
	<input type="checkbox"/> 賃貸		円/月
	<input type="checkbox"/> 敷金		ヶ月
	<input type="checkbox"/> 礼金		ヶ月
	<input type="checkbox"/> 契約期間		
<input type="checkbox"/> 更新料等			

(承諾事項)

- 1 物件の調査に対し、家屋台帳、課税台帳等及び所有者関係の確認のために必要な個人情報の閲覧に関すること。
- 2 空き家バンクの登録に係る個人情報を利用希望者及び仲介を依頼する取扱い業者へ提供すること。
- 3 空き家バンクに登録された物件情報のうち、その必要な情報の一部を公開すること。
- 4 登録された物件については、伊方町が指定する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に対し、契約の仲介を依頼すること。

添付書類

登記事項証明書（土地・建物）、案内図、間取り図
〈相続登記未済の場合や申請者が所有者と異なる場合〉
戸籍謄本、登録承諾書（様式第2号）

様式第2号（第5条第2項関係）

年 月 日

伊方町長 高門 清彦 様

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

㊦

空き家バンク登録承諾書

私は、下記の空き家等の情報を「空き家バンク」に登録し、その情報を町のホームページ等で公開することについて承諾いたします。

記

所在地			
所有者			
空き家等の区分	空き家（建物・土地）	空き地	付帯物件あり
延べ床面積（㎡）		土地面積（㎡）	
権利の種類			
備考			

様式第3号（第5条第4項関係）

年 第 号
月 月 日

様

伊方町長



空き家バンク物件登録完了書

年 月 日付けで空き家バンクに物件登録申請のありました空き家等について、登録が完了しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 登録期限 年 月 日（登録日から3年間）
- 4 物件の所在地

※ 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

年 月 日

伊方町長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

㊞

空き家バンク物件登録事項変更申請書

伊方町空き家バンク制度設置要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり登録事項の変更を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 変更内容 変更前

変更後

年 月 日

伊方町長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

印

空き家バンク物件登録抹消申請書

年 月 日付けで登録した空き家バンクへ登録した空き家等について、下記のとおり登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

年 第 号
月 月 日

様

伊方町長



空き家バンク物件登録抹消通知書

年 月 日付けで空き家バンクの物件登録抹消申請の
ありました空き家等について、空き家バンクより抹消しましたので下
記のとおり通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|------|---|---|---|---|---|
| 1 | 登録番号 | 第 | 号 | | | |
| 2 | 登録日 | | | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 抹消日 | | | 年 | 月 | 日 |

様式第7号（第8条第2項関係）

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名 ⑩
電話番号

空き家バンク情報利用希望者登録申請書

伊方町空き家バンク制度設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、下記承諾事項を承諾した上で、同要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日生	FAX 番号	
電話番号		E-mail	
職 業			
利用目的			
居住予定人数	人	希望形態	購入・賃借・どちらでも
希望条件 (希望価格・ 立地条件等)			

(承諾事項)

- 1 空き家バンク情報利用希望者登録に係る個人情報について、空き家バンク物件登録者及び仲介を依頼する取扱い業者へ提供すること。
- 2 登録された物件については、伊方町が指定する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に対し、契約の仲介を依頼すること。

年 第 号
月 月 日

様

伊方町長



空き家バンク情報利用希望者登録書

年 月 日付けで空き家バンクの情報利用について申請のありましたことについて、登録が完了しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 登録期限 年 月 日（登録日から3年間）

年 月 日

伊方町長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

㊟

空き家バンク情報利用希望者登録事項変更申請書

伊方町空き家バンク制度設置要綱第9条の規定により、下記のとおり登録事項の変更を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 変更内容 変更前
変更後

年 月 日

伊方町長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

㊟

空き家バンク情報利用希望者登録抹消申請書

年 月 日付けで登録した空き家バンク情報利用希望者登録について、下記のとおり登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

年 第 号
月 月 日

様

伊方町長



空き家バンク情報利用希望者登録抹消通知書

年 月 日付けで空き家バンクの情報利用希望者登録
について、抹消しましたので下記のとおり通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|------|---|---|---|---|---|
| 1 | 登録番号 | 第 | 号 | | | |
| 2 | 登録日 | | | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 抹消日 | | | 年 | 月 | 日 |

様式第12号（第12条第1項関係）

年 月 日

伊方町長 様

申請者（利用希望者登録No. ）
住 所
（ふりがな）
氏 名 ㊟
電話番号

空き家バンク希望物件申請書

伊方町空き家バンク制度設置要綱第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

○希望する物件番号 物件登録番号 第 号

申請者氏名 (本人)			年齢	歳
同居人構成	①氏名	続柄	年齢	歳
	②氏名			
	③氏名			
	④氏名			
	⑤氏名			
購入又は賃借の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円） <input type="checkbox"/> 賃借 希望価格（ 円／月）			
備考				

※ 宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が発生します。

誓約書

私は、空き家バンク希望物件の申請にあたり、伊方町空き家バンク制度設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申請します。

また、申請書記載事項に偽りはなく、要綱第11条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家等を利用することとなったときは、伊方町の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、より良き地域住民となることを、ここに誓約します。

年 月 日

伊方町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

様式第 14 号（第 1 2 条第 2 項関係）

年 第 月 号
日

様

伊方町長



空き家バンク物件交渉申請通知書

空き家バンク物件登録番号 第 号について、下記の者から交渉の申請があったので通知します。

利用希望者	(ふりがな)
購入又は賃借の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格 (円) <input type="checkbox"/> 賃借 希望価格 (円/月)
希望条件等	

※ 今後の契約交渉は、伊方町が指定する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者と行っていただきます。

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

伊方町長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

印

空き家バンク成約物件報告書

空き家バンクに登録した空き家等について、下記のとおり成約しましたので報告します。

記

1 登録番号	
2 契約形態	土地 ・ 建物 / 売買 ・ 賃貸
3 契約の相手方	
氏名	
生年月日	
現住所	
電話番号	
家族構成	
住民票異動	有 ・ 無
異動（予定）日	
4 契約書	別添のとおり写しを1部添付します。
5 物件を知った経緯	ホームページ ・ 不動産業者 ・ その他（ ）
6 仲介業者確認欄	